

長崎労働基準監督署発表
平成30年 1月17日

担 当	副 署 長 熊崎 啓代 安全衛生課長 春田 順治 電話 095-846-6391
	095-846-6354(17時15分以降)

労働安全衛生法違反事件の送致について

長崎労働基準監督署（署長 楠本明彦）は、本日、労働安全衛生法違反の容疑で、法人1社と同法人の現場責任者1名を長崎地方検察庁に書類送検した。

記

1 被疑者

- ① 平山工業 株式会社
所在地 長崎県長崎市池島町154番地
- ② 被疑者A （男、65歳）

2 事件の概要

平山工業株式会社は、長崎県長崎市池島町154番地に本店を置いて、建設業等を営む事業者、被疑者Aは現場責任者として労働者を指揮監督し作業現場の安全管理を行う者であるが、被疑者Aは、平成29年1月23日、長崎県長崎市池島町内の炭坑跡地屋内にて労働者Bほか2名にスクラップ回収作業を行わせるにあたり、同作業現場は地上から高さが約10メートルの石炭搬出用ベルトコンベヤー横の通路であって、墜落により労働者に危険を及ぼす恐れがあったにもかかわらず、有効な作業床を設けず、墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなかったもの。

その結果、同日、労働者B（男、当時72歳）が、同所より墜落し頭部外傷、右足骨折、意識障害の重症となる労働災害が発生したもの。

3 違反条文

上記1①に対して

- 労働安全衛生法第21条第2項
- 労働安全衛生規則第518条第1項（作業床の設置等）違反
- 同法第119条第1号（罰条）
- 同法第122条（罰則）

上記1②に対して

- 労働安全衛生法第21条第2項
- 労働安全衛生規則第518条第1項（作業床の設置等）違反
- 同法第119条第1号（罰条）
- 同法第122条（罰則）

4 参考事項

- (1) 過去3年間における長崎署管内で発生した建設業における休業4日以上
の労働災害は、平成27年70件、平成28年80件、平成29年(11月末現在)
56件である。その内、墜落転落災害は、27年19件(27%)、28年
29件(36%)、29年21件(38%)である。
近年、墜落転落災害の占める割合が高い状況で推移している。
- (2) このような災害発生状況等を踏まえ、これまで当署は、建設業の労働災害防
止対策について、重点的に取り組んできたところであり、今後も死亡災害等重
篤な労働災害を発生させた事業者に対しては、関係法令に照らし、司法処分も
含め、厳正に対処していく方針である。

労働安全衛生法

第二十一条 事業者は、労働者が墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊す
るおそれのある場所等に係る危険を防止するため必要な措置を講じな
ければならない。
(第1項 略)

第百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万
円以下の罰金に処する。

一 第十四条、第二十条から第二十五条まで、第二十五条の二第一項、第三十
条の三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、三十一条の二、第三十三条
第

一項若しくは第二項、第三十四条、第三十五条、第三十八条第一項、第四十
条第一項、第四十二条、第四十三条、第四十四条第六項、第四十四条の二第七
項、第五十六条第三項若しくは第四項、第五十七条の三第五項、第五十七条の
四第五項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十五条第一項、第六十
五条の四、第六十八条、第八十九条第五項(第八十九条の二第二項において準
用する場合を含む。)、第九十七条第二項、第百四条又は第百八条の二第四項の
規定に違反した者

(第二号から第四号まで 略)

第百二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業
者が、その法人又は人の業務に関して、第百十六条、第百十七条、第百十九条
又は第百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は
人に対しても、各本条の罰則刑を科する。

労働安全衛生規則

(作業床の設置等)

第五百十八条 事業者は、高さが二メートル以上の箇所(作業床の端、開口
部等を除く。)で作業を行なう場合において墜落により労働者に危険を及ぼ
すおそれのあるときは、足場を組み立てる等の方法により作業床を設けな
ければならない。

(第2項 略)